

鈴鹿市訓令第3号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

鈴鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市文書管理規程（平成17年鈴鹿市訓令第2号）の一部を次のように改正する

。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 課 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号。以下この条において「組織規則」という。） <u>第3条に規定する課、組織規則第3条の2に規定する観光・モータースポーツ局及び組織規則第6条第1項に規定する会計課をいう。</u> (7) 室 <u>組織規則第3条の2に規定する観光・モータースポーツ振興室及び組織規則第4条に規定する室をいう。</u> (8)～(23) 略	(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 課 <u>鈴鹿市行政組織条例第2条に規定する技術監理契約課、</u> 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号。以下この条において「組織規則」という。） <u>第3条第1項に規定する課及び組織規則第6条第1項に規定する会計課をいう。</u> (7) 室 組織規則第4条に規定する室をいう。 (8)～(23) 略

別表第1（第28条関係）

所管課名	記号
略	略
技術監理契約課	略
<u>公共施設マネジメント課</u>	<u>公</u>
略	略
<u>商業振興課</u>	商
略	略
耕地課	略
<u>観光・モータースポーツ局</u>	<u>観</u>
略	略
住宅政策課	略
略	略

別表第1（第28条関係）

所管課名	記号
略	略
技術監理契約課	略
略	略
<u>商業観光政策課</u>	商
略	略
耕地課	略
略	略
住宅政策課	略
<u>公共施設政策課</u>	<u>公</u>
略	略

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。